

川崎市上下水道局国際事業推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上下水道分野における国際事業に資する取組を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市上下水道局国際事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する技術協力プロジェクトの推進に関すること。
- (2) JICAが実施する草の根技術協力事業の進行管理に関すること。
- (3) 官民連携による国際展開に係る案件に関すること。
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、上下水道事業管理者をもって充てる。

3 副委員長は、担当理事をもって充てる。

4 委員は、経営戦略・危機管理室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、水管理センター所長、下水道部長、下水道部担当部長（下水道施設担当）、経営戦略・危機管理室の国際事業推進の担当課長、水道計画課長及び下水道計画課担当課長（技術開発担当）をもって充てる。ただし、委員会において必要があると認めるときは、委員長が職員の中から指名する者をもって充てることができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない

。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

。

(タスクチーム)

第5条 委員会は、第2条各号に規定する事項に関し、専門的及び実務的な調査検討を行うため、タスクチームを置くことができる。

2 タスクチームの運営及び組織に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第6条 委員会及びタスクチームの庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。